

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
大塚病院デイサービス つくしんぼ 鹿本郡植木町豊田 605 番地 1 号	医療法人社団 元照会	平成 16 年 2 月 16 日

熊本県告示第 147 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 2 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	389号	天草郡天草町大字大江字上鶴 3340番1地先から 同所字石橋 6312番2地先まで	1,520.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 16 年 3 月 2 日

熊本県告示第 148 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社荒尾介護システム 荒尾市原万田 696 番地 9	有限会社 荒尾介護システム	平成 16 年 2 月 21 日

熊本県告示第 149 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・4・5号 東幹線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市旭中央通りの一部
同市花園町の一部
同市若草町の一部
同市緑町の一部
同市清水町の一部
同市新町の一部
同市大手町一丁目及び二丁目の各一部
同市毘舎丸町の一部
同市古閑上町字聖神の一部
同市大村町字羽須和及び字大間の各一部
同市上野町字礮塚及び字矢野の各一部
同市海土江町字矢野、字湫、字下毛、字下城、字道下及び字栢場の各一部
- 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 150 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20